



# 精神科看護管理ニュース



Vol. **111**

発行 日本精神科看護協会

2023 / 4 / 5

## 1 医療保護入院の入院手続等及び精神保健指定医の指定制度に関する改正法が、令和5（2023）年4月1日より施行されました。

### 家族が虐待等の加害者である場合の対応

- 医療保護入院の同意や退院請求を行うことができる「家族等」からDVや虐待の加害者を除く。
- 市町村長は同意の事務に関して、関係機関等に必要な事項を照会できる。
- 当該家族が唯一の家族である場合、医療機関は市町村長同意の申請ができるようになる。

### 入院患者への告知に関する見直し

- 以下の入院措置を行う患者への告知について、患者本人だけでなくその家族にも告知する。
  - ・ 措置入院（緊急措置入院）：措置診察のための通知を行った家族等に対し告知
  - ・ 医療保護入院：同意を行った家族等に対し告知
- 従来からの「入院措置を採ること」「退院請求に関すること」に加えて、「入院措置を採る理由」も告知することとなる。

### 新規申請に向けた指定医研修会の有効期間

- 指定医研修会を受講したあと、3年以内であれば指定医の申請が可能（現行は1年以内）。



令和5年3月6日、都道府県説明会で示された厚生労働省への事前質問と回答は以下のとおりです。

※ 令和5年4月1日施行以外の質問も含まれます。なお、厚生労働省から通知等が出た場合、内容を修正する可能性があります。

項目	変更内容
入院届等の様式	<ul style="list-style-type: none"><li>● 令和5年4月改正では入院届等の記載内容に変更はありません。退院届等一部様式に生じる条項ずれは、現行様式の数字を訂正して提出していただいて構いません（訂正印不要）。</li><li>● 入院時の診断書と、定期病状報告書については様式の変更はありません。</li><li>● 入院年月日等の日付は、必ずしも元号表記である必要はありませんが、同じ届出内では統一してください。</li></ul>
告知文	<ul style="list-style-type: none"><li>● 家族あての告知文については、厚労省から現時点では示されておりません。</li><li>● 告知文の医師名を印字した場合の押印は不要です。</li></ul>
同意書	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「虐待をしていないこと」の誓約事項の記載箇所は、国の通知どおり③として記載します。なお、改正前の様式を使用する場合、当面は余白部分に⑤として追記とする記載方法も可能です。</li><li>● 同意書について、DVや虐待者ではないという文言が追加されるが、旧様式を使用する際、新たに追記された文言について欄外に追記（判子を含む）することは差し支えありません。</li><li>● 虐待の事実が入院直後に把握されず、その後に判明した場合は、入院時の家族等同意を有効として差し支えありません。同意書の様式改正により、誓約事項に虐待をしていないことを追記しているため、明確に病院や行政が虐待を把握していたり、その疑いがある場合を除き、家族等が同意書に署名したことにより、手続き上、その家族が虐待を行っていないものとして同意が成立したことになります。</li></ul>

●本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています

●本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます

●配信の中止、配信先の変更は、日精看事務局までお知らせください

●日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034

1/2

項目	変更内容
市町同意	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待の疑いがある場合は、まず、通報を行ってください。市は虐待通報の窓口に通報内容を確認した上で市町村長同意についての実施判断をします。</li> </ul>
告知	<ul style="list-style-type: none"> <li>市長町村同意の場合は、本人への告知のみで構いません。</li> </ul>
家族への告知と入院の成立	<ul style="list-style-type: none"> <li>「同意を行った家族等」が診察時に立ち会えず、電話連絡などで、入院の同意を得たものの、「患者本人に告知」した後、家族等に告知できなかった場合においても、これまでの運用と変更はありません。家族が同意した時点から入院が成立すると考えます。</li> </ul>
家族への告知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>診察時に「同意を行った家族等」が同席している場合は、患者本人への告知と同時に、家族にも告知し、告知文はそれぞれにお渡しください。</li> </ul>

法改正に伴う施行スケジュールや様式内容に関しては、日精看オンライン「最新情報（官公庁）」に掲載している、「令和4年精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正について」をご覧ください。

#### 〈参考リンク〉

- 精神保健福祉法に基づく入院に関する各種様式 <https://x.gd/ncUVv>
- 精神保健福祉法の一部改正（令和5年4月施行分）に伴う様式等の変更について（大阪府）  
<https://x.gd/NhfxE>

## 2 研修案内【看護補助者活用研修会】

※「急性期看護補助体制加算」および「看護補助体制充実加算」の算定にかかわる研修会

平成28年度診療報酬改定から、看護補助体制加算として看護職員と看護補助者の業務分担に資する取組が促進され、令和4年度には看護補助者の更なる活用に係る評価として「看護補助体制充実加算」が新設されました。「急性期看護補助体制加算」および「看護補助体制充実加算」はどちらも看護師長等が所定の研修を修了していることが求められています。

開催方法	日程	開催場所
集合研修	4月22日（土）	東京研修会場
ライブ研修	5月6日（土）	

#### 講師

大塚恒子

一般財団法人仁明会 仁明会病院(看護部長)

#### 受講料(消費税込)

会 員:税込6,600円(税別6,000円)

非会員:税込13,200円(税別12,000円)

#### 主な講義内容

- 看護補助者の活用に関する制度等の概要
- 看護職員との連携と業務整理
- 看護補助者の育成・研修・能力評価
- 看護補助者の雇用形態と処遇等
- 看護補助体制整備に関する課題の対策案作成（演習）

#### 【申し込み方法】

2023年度の研修会より、日本精神科看護協会の研修会システムが変わります。

研修会申し込みには、manaable(マナブル)の利用者新規登録が必要となります。



詳しくは、日精看オンラインをご確認ください。

- 本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、メールの場合は本文下部より、FAXの場合は日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034